

令和5年11月6日

千葉市長 神谷 俊一 様

千葉市環境影響評価審査会

会長 岡 本 眞



千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（答申）

令和5年11月6日付け5千環環保第592号にて諮問のあったこのことについて、別添の内容を了承する旨、答申します。

千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（案）

1 改定の趣旨

千葉市環境影響評価条例第 6 条の規定により、事業者は、対象事業の実施前に、千葉市環境基本計画※1（以下「基本計画」という。）により事前配慮を行うこととなっている。

事前配慮は、条例第 7 条に基づく千葉市環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）の規定により、基本計画中の事業別環境配慮指針※2 及び行政区別環境配慮指針※3（以下「環境配慮指針」という。）を参照して方法等を決定し、実施することとされている。

一方、令和 4 年 3 月に新たな基本計画（計画期間：令和 4～12 年度）（以下「新基本計画」という。）が策定されたことに伴い、従前の基本計画（以下「旧基本計画」という。）に定められていた環境配慮指針は、実質的な利用目的が環境影響評価手続における事前配慮実施時の参照のみとなっていたことに鑑み、新基本計画ではなく環境影響評価に係る諸規定にその内容を位置付けることと整理され、新基本計画からは削除された。

このことから、技術指針における事前配慮に係る諸規定に環境配慮指針の内容を組み入れることで事前配慮の円滑な運用を図るため、技術指針を改定する。

- ※ 1 千葉市環境基本計画
環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的目標や施策の方向性を定めた環境部門のマスタープラン。旧基本計画には環境配慮指針が定められていた。
- ※ 2 事業別環境配慮指針
主要な開発事業ごとの環境配慮事項を示したもの。配慮事項を「エネルギー・資源」「自然環境」「快適環境」「生活環境」に分類し、これらを事業に取り込むことにより、環境の保全を図る見地から事業による影響を緩和することを目的としている。
- ※ 3 行政区別環境配慮指針
各行政区の目指す環境像を設定し、誘導すべき地域イメージを明らかにするもの。各行政区の地形・水系・土地利用などの環境特性に応じ、「生活環境」「自然環境」「快適環境」の 3 点について課題と開発行為等に当たって配慮すべき事項を明らかにし、より綿密な環境管理が図られるように配慮することを目的としている。



2 改定の内容

（１）対象事業別の環境配慮事項の新設等（旧基本計画の「事業別環境配慮指針」関連）

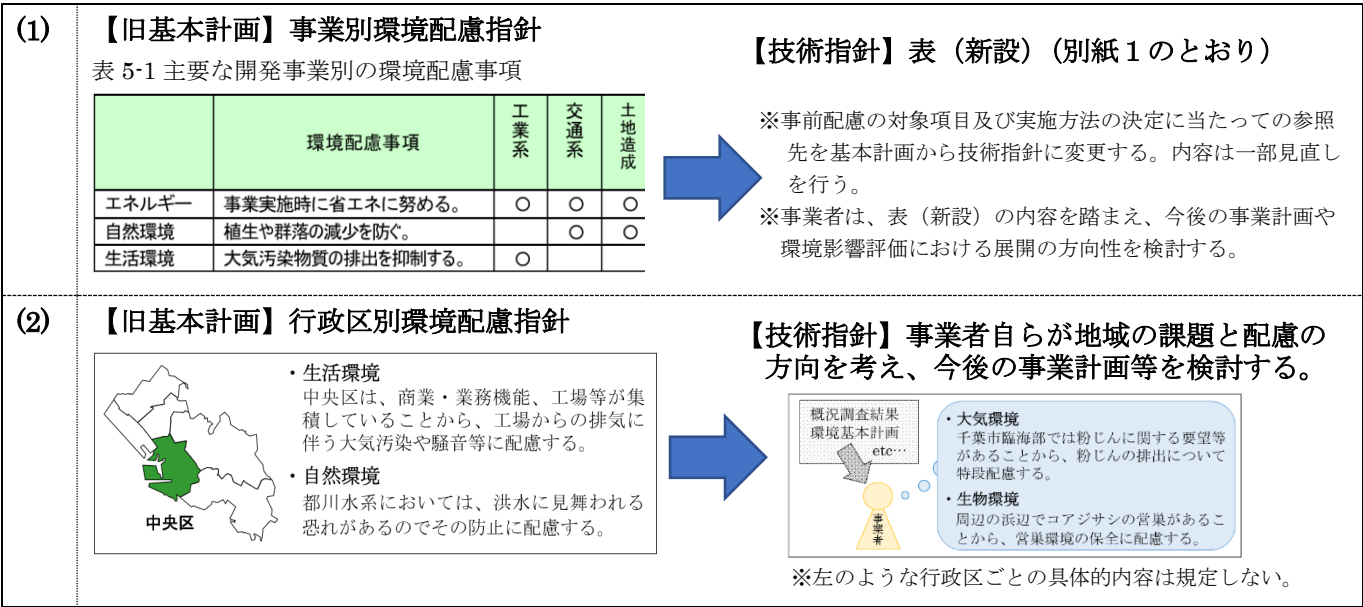
対象事業別の環境配慮事項（旧基本計画の「事業別環境配慮指針」の内容に相当）を新たに定めるとともに、事前配慮の対象項目及び実施方法の決定に当たっての参照先を、旧基本計画の事業別環境配慮指針から当該環境配慮事項に改める。

（２）事前配慮の実施方法の変更（旧基本計画の「行政区別環境配慮指針」関連）

事前配慮の実施方法の決定に当たり、旧基本計画の「行政区別環境配慮指針」を参照することに代えて、事業者自らが、基本計画の内容を踏まえて対象事業実施区域やその周辺における地域の課題を考え、配慮の方向を示すこととする。

※環境問題が複雑化・多様化する昨今、行政区別の課題や配慮の方向を一概に示すことは困難であるため、旧基本計画の行政区別環境配慮指針のような形では規定しない。

＜改定案のイメージ＞



3 施行時期（予定） 令和 5 年 1 2 月

4 その他

技術指針の改定に伴い、技術指針の規定を引用している千葉市計画段階環境影響評価等環境配慮指針（平成 26 年 3 月制定）において条項ずれが生じるため、同指針の改定も併せて行う。

＜添付資料＞

別紙 1 表 対象事業別の環境配慮事項

別紙 2 旧基本計画の事業別環境配慮指針の「主要な開発事業」と条例上の「対象事業」の対応について

表 対象事業別の環境配慮事項

No.	環境配慮事項の区分			環境配慮事項	① 道路の新設又は改築	② 鉄道又は軌道の建設又は改良	③ 発電用電気工作物の設置又は変更	④ 廃棄物最終処分場の設置又は変更	⑤ 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓	⑥ 土地区画整理事業	⑦ 新住宅市街地開発事業	⑧ 工業団地造成事業	⑨ 新都市基盤整備事業	⑩ 流通業務団地造成事業	⑪ 宅地開発事業	⑫ レクリエーション施設用地造成事業	⑬ 工場の新設又は増設	⑭ 終末処理場の新設又は増設	⑮ し尿処理施設の 新設又は増設	⑯ 廃棄物焼却等施設の 新設又は増設	⑰ 砂利等採取事業	⑱ 土砂等の埋立て等の事業		
1	全般			崖崩れ、洪水等自然災害のおそれのある地域や、貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水地、傾斜緑地等での事業実施は極力避ける。	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	●	
2				事業計画が周辺の土地利用と整合するよう配慮する。	●	●	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	●	○	●	●	●	○
3				周辺の土地利用や地形を考慮して立地場所や構造等を選定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	環境の自然的構成要素の良好な状態に係る環境要素	大気環境	大気質	事業実施区域から排出される大気汚染物質を抑制する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5				施工時、粉じんの飛散防止に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6				供用時、自動車交通量の増加等による周辺に及ぼす影響を極力抑制する。	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7				大気汚染を軽減するような構造及び交通流の円滑化に配慮する。	○	○																		
8			悪臭・騒音・振動	騒音・振動・悪臭被害を生じさせないよう適切な対策を講ずる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9		水環境	水質	河川、海域、地下水等の水質に変化が生じないように対策を講ずる。	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10				施工時、濁水の流出防止に努める。	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11			水象	雨水等の表面流出量に変化を生じさせないよう適切な排水処理を行う。	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○							
12				地下浸透量、地下水量に変化を生じさせないよう配慮する。	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○							
13				雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。			○		○	○	○	○	○	○	○	○						●		
14				埋立地からの浸出水等により海域の汚染が生じないように配慮する。				○	○															○
15		地質環境	地形・地質	切土や盛土等の地形改変を最小限にとどめ、土壌の流出、崖崩れ、土砂崩壊等を生じさせないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16			地盤沈下	地盤の沈下が起こらないよう配慮する。			○	○	○			○			○		○						○	
17			土壌	汚染土壌について、適切な対策を講ずる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18		その他の環境	日照障害・電波障害	日照障害や電波障害を生じさせないよう建築物の配置や高さを配慮する。	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19			その他	供用時、ゴルフ場等において使用する農薬の種類等に配慮する。													○							
20				供用時、夜間の不要な照明を消灯したり、照明の向きや光量に配慮する。			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21				化学物質の使用等によって周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講ずる。			○				○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
22	生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	植物		一定水準の緑地を確保する。	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23				現存する樹林の伐採を極力抑制する。	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24				植生や群落の減少を生じさせないよう配慮する。	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25		動物、水生生物		動物・水生生物の生息量や生息環境に変化を生じさせないよう配慮する。	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26				動物・水生生物の生息が可能な環境づくりに努める。				○	○														○	
27	快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観			周辺の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28		ふれあい活動の場		水辺へのアクセスに配慮した親水護岸等の整備に努める等、快適な水辺環境の創出に配慮する。				○	○	●	●		●	●	●	●							○	
29				デザインに配慮し、快適空間を創出するよう工夫する。						○	○		○	○	○	○								
30				利用者のいこいの場となるようなオープンスペースの確保に努める。						●	●		○	○	○	○	○							
31				デザインに配慮し、モニュメントや休憩施設の設置を検討する。	○	○																		
32		文化財			文化財の保存や調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33		安全			高潮等のおそれがある地域における埋立てには十分な対策を講じる。				○	○													○	
34		地域分断			地域社会の分断とならないよう配慮する。	○	○																	
35		その他		快適で地域特性のある住宅地の形成に努める。						○	○		○		○									
36				居住環境として好ましくない地域への立地は避ける。						○	○		○		○									
37				施設等の緑化に努める。	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
38	地球環境保全への貢献に係る環境要素	廃棄物等		事業実施に伴い生じる廃棄物等を最小限にとどめ、また再利用・再資源化に努める。	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39				供用時、廃棄物の回収・処理等が適正に行われるよう施設整備する。			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40				廃棄物の処理・処分に伴い、周辺環境の汚染を発生させないよう配慮する。				○							○			○	○	○				
41		水利用		中水道設備や雨水利用設備などの導入を検討する。			○	○		●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42				節水対策を検討する。			●			○	○	●	○	●	○	●	●				●			
43		温室効果ガス等		施工時や供用時に消費するエネルギー量の抑制に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44				再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に努める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【備考】

- ・環境配慮事項（４４項目）は、旧基本計画の事業別環境配慮指針における環境配慮事項（６１項目）を整理したものである。
- ・事業別の環境配慮事項を明確にするため、旧基本計画の事業別環境配慮指針に掲げる「主要な開発事業」に代えて、条例上の「対象事業」ごとに設定した（別紙２参照）。
- ・環境配慮事項の並び順は、技術指針における環境影響評価項目の規定順をもとにした。
- ・「○」は従来の設定項目、「●」は事業特性を踏まえ新たに対象とした項目を示す。

旧基本計画の事業別環境配慮指針の「主要な開発事業」と条例上の「対象事業」の対応について

旧基本計画の事業別配慮指針の表 5-1「主要な開発事業別の環境配慮事項」に掲げる「主要な開発事業」については、技術指針への組入れに当たり、各開発事業に属する条例上の対象事業を明確化した上で、対象事業ごとに環境配慮事項を設定する。

旧基本計画の事業別配慮指針 事業配慮事項に掲げる主要な開発事業の名称	条例上の対象事業
住宅系	⑥土地区画整理事業 ⑦新住宅市街地開発事業 ⑨新都市基盤整備事業 ⑪宅地開発事業
商業・業務系	⑨新都市基盤整備事業 ⑩流通業務団地造成事業 ⑪宅地開発事業
工業系	③発電用電気工作物の設置又は変更 ⑧工業団地造成事業 ⑪宅地開発事業 ⑬工場の新設又は増設
交通系	①道路の新設又は改築 ②鉄道又は軌道の建設又は改良
供給処理施設	④廃棄物最終処分場の設置又は変更 ⑪宅地開発事業 ⑭終末処理場の新設又は増設 ⑮し尿処理施設の新設又は増設 ⑯廃棄物焼却等施設の新設又は増設
河川・水路・池沼	⑤公有水面その他の水面の埋立て又は干拓
レクリエーション施設	⑫レクリエーション施設用地造成事業
埋め立て	④廃棄物最終処分場の設置又は変更 ⑤公有水面その他の水面の埋立て又は干拓 ⑱土砂等の埋立て等の事業
土地造成	⑥土地区画整理事業 ⑦新住宅市街地開発事業 ⑧工業団地造成事業 ⑨新都市基盤整備事業 ⑩流通業務団地造成事業 ⑪宅地開発事業 ⑫レクリエーション施設用地造成事業
—	⑰砂利等採取事業

※上表によらず、事業の特性を踏まえて、新たに選定した項目や選定を行わなかった項目がある。